

あかるく かしこく たくましく

令和5年11月29日 No. 36 文責：校長 佐野紳二

前号 (No.35) の松井孝夫さんのインタビューの中に、自立支援サークルの話が出てきました。障害がある方との関わりについては「どこかで書かなければ」と思っていたので、この機会に少し書かせていただくことにします。話を何から始めればいいのかと迷いましたが、法律の話からさせていただきます。すごく堅苦しく、とっつきにくい話であることは承知の上なのですが、とても大切なことだと思うのでお付き合いください。

障害がある方に関係する条約・法律

まずは、条約や法律の中に、どのようなことが記されているかを見てみましょう。

昭和22(1947)年 3月 「学校教育法」公布

- ・盲学校、ろう学校、養護学校、小中学校の特殊学級の制度化

平成16(2004)年12月 「発達障害者支援法」公布

- ・自閉症、広汎性発達障害、LD、ADHDなどの発達障害を持つ者に対する援助

平成18(2006)年12月 「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択

- ・障害のある者が教育制度一般から排除されない
- ・自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること
- ・個人に必要な「合理的配慮」が提供されること（「第24条 教育」より）

平成19(2007)年 6月 「学校教育法」一部改正（公布）

- ・特殊教育が特別支援教育に
盲・ろう・養護学校は特別支援学校に、特殊学級は特別支援学級に

平成23(2011)年 8月 「障害者基本法」改正（公布・施行）

- ・障害者の定義の拡大
「心身の機能的損傷」重視→「実際の社会的障壁から障害状態の判断」へ
- ・「合理的配慮」概念の導入

平成24(2012)年 6月 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」成立

- ・障害者福祉の仕組みを改める

平成25(2013)年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布

- ・不当な差別的取り扱いの禁止
- ・合理的配慮の提供

平成25(2013)年 6月 「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部改正

- ・障害者が働くとき、働きたいときの差別禁止

平成26(2014)年 1月 「障害者の権利に関する条約」批准



障害がある方に対する支援が必要だという考え方自体は以前からあり、学校教育の中では戦後まもなく公布された「学校教育法」の中にも上記のような記載が見られました。

私が通っていた甲府市内の小学校には、50年近く前から「サービスルーム」という名称の学級があり、知的障害のあるお子さんが入級していたという記憶があります。

しかし、障害がある方に対する世の中の在り方が現在のようになったのは、やはり 2006 年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」によるところが大きいようです。

条約とは「国と国または多数の国同士の間で文書による合意」のことで、多くの国が同意し、認めることによって成立します。

「障害者の権利に関する条約」は、障害者がもともと持っている自分らしさを大事にしている、「平等、差別しないこと、合理的配慮」「障害者が積極的にかかわること」「バリアをなくしていくこと」「自立した生活と地域で共にくらすこと」など、さまざまな障害者の権利について書かれています。教育に関わる内容としては、表内にある「障害のある者が教育制度一般から排除されない」「自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること」「個人に必要な『合理的配慮』が提供されること」が主な内容となります。

「障害者の権利に関する条約」については、外務省のホームページにパンフレットがあり、詳細が記されています。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf>

その後、日本は翌年の 9 月に条約に署名（条約の内容を確認し、参加するという意思を表示すること）をしますが、これを批准（国家として正式に条約に同意すること）したのは 8 年後の 2014 年です。これは、日本が 8 年間、条約に同意することを躊躇したというより、むしろ、障害を持った人たちが「今の日本には『障害者の権利に関する条約』を国として同意するには、法律など様々な状況が十分に整っていないので、それを先にきちんとしてから批准してほしい」とストップがかかったそうです。なので、この 8 年間に障害者に関する法律が次々と整備され、2014 年ようやく「障害者の権利に関する条約」は批准されました。



と、障害がある人に関する条約・法律が成立する経緯について書かせていただきましたが、ここで私が皆さんに知っておいていただきたいのは、次の 2 つのことになります。（以下は、校長の私見です）

- 1 障害がある人に関する法律等が整備されたのは、今から 10 年ほど前の、比較的新しい出来事であること（言い換えれば、それまでは障害がある人の権利は十分に認められていなかったとも言えます）
- 2 障害がある人の権利を語るうえで、大切なキーワードが「合理的配慮」であること

「障害者の権利に関する条約」が国連で採択される以前、日本ではどちらかというと「共生」という意識が薄く、「障害がある人の支援は別な場所です」と考えられてきたところがあると思います。学校教育でも、「障害がある人は盲学校やろう学校、養護学校、特殊学級で支援を受けながら学ぶ」という考え方が続いてきました。

（平成 19 年に学校教育法の一部が改正される前は、特別支援教育は「特殊教育」と呼ばれていました）



ですが、10 年前に「障害者の権利に関する条約」が批准されてからは、障害がある人も、自己の生活する地域で学ぶ権利を持っていることと、そのために「合理的配慮」が提供されることがスタンダードな考え方になりました。簡単に言うと、「障害がある人もそうでない人と一緒の場で教育を受けることができ、学校や教育委員会はそのため必要な合理的配慮をしなければならない」ということになります。

何だか堅苦しい話になってしまいましたが、歴史的な背景やそこで何が語られているかを知るととても大切だと思っています。次号では、障害がある方との関わりの中で大切なキーワードとなっている「合理的配慮」について書かせていただく予定です。（以下、次号へ）